

成年後見制度の利用をお考えの方へ

この説明書は、成年後見制度の概要と神戸家庭裁判所における手続の流れを説明したものです。

なお、各家庭裁判所では、成年後見制度について説明したDVD「わかりやすい成年後見制度の手続」を視聴していただくことができますので、ご希望の方はお近くの家庭裁判所の窓口までお申出ください。

また、裁判所ウェブサイト内の後見ポータルサイトでは、上記DVDをご覧いただけるほか、最高裁判所作成のパンフレット「成年後見制度－利用をお考えのあなたへ」などもご覧いただけます。

(アクセス方法)

裁判所のホームページ<http://www.courts.go.jp>にアクセスして、左側の『後見ポータルサイト』のバナーをクリック

- DVDの視聴方法（以下のとおりアイコン等を順次クリックしてください。）

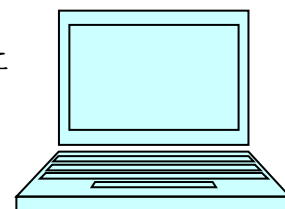
『資料・ビデオ』

→『動画配信 ビデオ「わかりやすい成年後見制度の手続」』

- パンフレットの閲覧方法（以下のとおりアイコン等を順次クリックしてください。）

『資料・ビデオ』

→『パンフレット 成年後見制度－利用をお考えのあなたへ』



第1 成年後見制度について説明します。

1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利や財産を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

たとえば、預貯金の解約、保険金の受領、不動産の売買などを行うには、その行為をすることによって、自分がどのような利益を受け、どのような不利益を被るかを十分理解する必要があります。成年後見制度は、本人がそうした判断ができない場合や判断を行うに当たって援助が必要な場合に、本人の代わりに判断したり、本人を援助したりする人を選ぶための手続です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度に大別されますが、そのうち法定後見制度は、本人の判断能力の程度によって、さらに次の3つの類型に区

別されます。

- (1)『後見』 本人の判断能力が全くない場合
- (2)『保佐』 本人の判断能力が著しく不十分な場合
- (3)『補助』 本人の判断能力が不十分な場合

2 後見とは？

- (1) 本人の判断能力が全くない場合、つまり、自分の行為の結果について合理的な判断ができず、自己の財産を管理・処分できない状態にある場合は、『後見』の類型に当たります。日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある状態の方です。

なお、調子がよい時はある程度判断できても、判断できない状況が通常の状態であるような場合には、後見に該当します。

(後見制度の対象者の具体例)

- ① いわゆる植物状態にある方
 - ② 通常は、日常の買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある方
 - ③ ごく日常的な事柄（家族の名前、自分の居場所等）が分からなくなっている方
- (2) 本人の判断能力の程度が後見に当たる場合、家庭裁判所は、「後見開始」の申立てにもとづき審理をして、後見開始の審判をすると同時に、職権で「成年後見人」を選任します。

成年後見人には、本人の身上監護（介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約などの締結）や財産管理（預貯金の入出金、不動産の管理・処分などの行為）について、法律により代理権が付与されます。

なお、成年後見人になったからといって、本人の財産が成年後見人のものになるわけではありませんので、ご注意ください。

3 保佐とは？

- (1) 本人の判断能力が著しく不十分な場合、つまり、日常的に必要な買い物程度は単独でできるものの、不動産の売買、金銭の貸し借り、相続問題の処理などの重要な行為について合理的な判断ができない状況にある場合は、保佐の類型に該当します。

- (2) 本人の判断能力の程度が保佐に該当する場合、家庭裁判所は、「保佐開始」の申立てにもとづき審理をして、保佐開始の審判をすると同時に、職権で「保佐人」を選任します。

保佐人には、民法第13条1項に定める行為（重要な法律行為）について同意権が付与され、本人が保佐人の同意を得ないでこれらの行為をした場合には、これらの行為を取り消すことができます（取消権）。

主な行為は以下のとおりです。

- ① 預貯金の払戻し

- ② 借金をすること、または借金の保証人になること
 - ③ 不動産や高額な商品の売買
 - ④ 自己の財産を他人に贈与すること
 - ⑤ 相続の承認、放棄、遺産分割など相続問題の処理
- (3) 保佐開始の審判によって、保佐人には同意権と取消権が付与されますが、代理権については当然には付与されませんので、保佐開始の審判のみでは、ある特定の行為を本人に代わって行うことはできません。もし、本人に代わって特定の行為を行う必要がある場合は、「代理権の付与」の申立てをする必要があります。ただし、代理権付与のためには、本人の同意が必要となります。
- (4) 民法第13条1項に定める行為以外に、同意権、取消権の行使が必要となる場合は、「保佐人の同意を要する行為の定め」の申立てをすることができます。

4 補助とは？

- (1) 本人の判断能力が不十分な場合、つまり、財産の管理、処分は一応自分でできるものの、本人の財産を守るためには、誰かに援助してもらったほうがよい場合は、補助の類型に該当します。
- (2) 本人の判断能力の程度が補助に該当する場合、家庭裁判所は、「補助開始」の申立てにもとづき審理して、補助開始の審判をすると同時に、職権で「補助人」を選任します。
- なお、後見開始、保佐開始と異なり、「補助開始」の申立てを本人以外の方が行う場合、補助開始の審判をするには本人の同意が必要です。また、補助は、補助人に代理権または同意権を付与することを目的とする制度ですので、代理権付与の審判または同意権付与の審判がされることが補助開始の審判の必須の要件とされています。
- (3) 「補助開始」とともに「補助人の同意を要する行為の定め」の申立てをして、同意権を付与するとの審判があれば、民法第13条1項に定める行為の一部について同意権が付与されます。同様に「代理権の付与」を申し立てて、代理権を付与するとの審判があれば、代理権が付与されます。
- なお、いずれ申立ての場合においても、本人の同意が必要です。

5 任意後見制度とは？

以上のような法定後見と異なり、本人があらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に、任意後見人が本人を援助する制度です。

家庭裁判所が、申立てにもとづき審理して、任意後見監督人を選任したときから、任意後見契約の効力が生じます。

任意後見制度の詳しい内容や契約手続などについては、お近くの公証役場でご確認ください。

第2 後見開始・保佐開始・補助開始の申立てと家庭裁判所での手続について説明します。

1 申立てができる人

本人，配偶者，四親等内の親族，法定後見人等，任意後見人，後見監督人等，市町村長，検察官です。

四親等内の親族とは，本人からみて次の人たちになります。

- (1) 親，祖父母，子，孫，ひ孫
- (2) 兄弟姉妹，甥，姪
- (3) おじ，おば，いところ
- (4) 配偶者の親・子・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おば
- (5) 親・子・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おばの各配偶者

2 申立てをする裁判所（管轄）

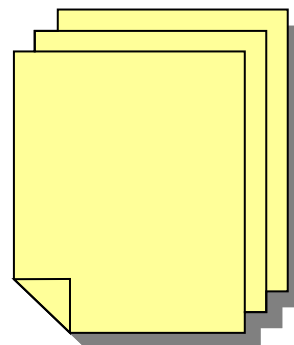
本人の住所地を管轄する家庭裁判所です。ここでいう住所とは本人の住民票上の住所ではなく，本人の生活の本拠地をいいます。

兵庫県下の管轄については，『管内支部等所在地一覧』（6 ページ）をご覧ください。また，他の都道府県下の場合は，家庭裁判所の窓口にお尋ねください。

3 申立てに必要な書類等

『成年後見等の申立てについてーチェックシートとチャートー』のチェックシート（2 ページ）に一覧記載していますので，ご確認ください。

なお，神戸家裁管内で必要とされる書類は統一されていますが，その他の管轄の家庭裁判所では，必要とされる書類等が異なることがありますので，念のため当該家庭裁判所に確認することをお勧めします。



4 一般的な手続（審理）の流れは次のとおりです。

